

**京都工芸繊維大学**  
**遠隔授業の受信環境整備に係る通信機器の無償貸与について**

1. 支援対象者

経済的理由等により、遠隔授業を受けるための通信機器を所持または利用できない学生。別途設けられている「京都工芸繊維大学遠隔授業の受信環境整備に係る緊急無利子貸与奨学金」との併願も認めますが、通信機器の無償貸与と、通信機器に係る費用の貸与奨学金は同時には受けられません。

なお、用意できるルーターには数に限りがございます。この事業は、経済的理由によりどうしてもネット環境を整えることができず、自宅等でネットを使用することができない学生、あるいは使用可能な通信量が著しく少ない学生を対象とする事業であることをご理解いただき、申し込みください。

申請者が多数の場合は、授業料免除申請状況、奨学金申請状況等を鑑み、必要性が高いと判断される方から順に優先し、それ以外は抽選により貸与決定します。

2. 貸与する通信機器と条件

貸与機器：モバイル・ルーター

通信量制限：150GB（1ヶ月）

通信費用：無料（大学負担）

貸与期間：令和2年9月26日（土）まで

利用目的の制限：京都工芸繊維大学が実施するメディア授業受講のために使用すること。

3. 申請期間

令和2年4月28日（火）～9月23日（水）17時

4. 申請書類・申請方法

申請期間内に、下記申請フォームより申し込んでください。

[https://portal.student.kit.ac.jp/ead/?c=questionnaire\\_reply&qid=3421](https://portal.student.kit.ac.jp/ead/?c=questionnaire_reply&qid=3421)

5. 貸出・返却方法

貸出：申請書に記載された学生住所に送付します。また、送料は、申請者の負担とします（着払い）。

返却：10月2日までに下記担当まで送付し、返却してください。なお送料は申請者の負担とします。

（元払い）

ただし、次のいずれかに該当するときは、直ちに返却することとします。

- （1）退学したとき
- （2）本学の学内規則等に規定する懲戒等の処分を受けたとき
- （3）申請内容に虚偽の事実があったとき
- （4）2. 利用目的以外の目的で使用した場合
- （5）その他貸与を受ける者として適当でないと判断される事実があったとき

<申請書類提出先・問合せ先>

〒606-8585 京都市左京区松ヶ崎橋上町1番地

京都工芸繊維大学 学生サービス課 奨学支援係

E-mail shogaku@jim.kit.ac.jp